

第9回 羽村市使用料等審議会会議録

- 1 日 時 令和5年9月27日(水) 午後2時00分～午後4時15分
- 2 場 所 市役所西庁舎3階 庁議室
- 3 出席者 **【会長】** 金子 憲
【職務代理】 田村 義明
【委員】 市野 明、志田 保夫、竹内 潤三、松田 達夫、
小島 昌夫、白鳥 英徳、伊藤 大、太田 知子
【事務局】 櫛島企画部長、平原財政課長、尾嶋主査
【説明員】 中根生活環境課長、石川係長、市川係長
森谷生涯学習部長、早野生涯学習推進課長、菅係長
- 4 欠席者 なし
- 5 議 題 (1) 手数料の適正化について
- ・動物の死体処理手数料【資料 1-1～1-3】
 - ・し尿処理手数料【資料 2-1～2-3】
 - ・一般廃棄物処理業許可手数料【資料 3-1～3-3】
 - ・墓地許可証交付手数料【資料 4-1～4-2】
 - ・霊園管理手数料【資料 5-1～5-2】
 - ・墓地除草手数料【資料 6-1～6-2】
 - ・ごみ処理手数料【資料 7-1～7-5】
- (2) 継続審議案件
- ・生涯学習センターゆとろぎ使用料【第7回追加資料 1-10～1-12】
- 6 傍聴者 なし
- 7 配布資料 別紙のとおり
- 8 会議内容 下記のとおり

-----開会-----

【事務局】

定刻になったので、ただいまから第9回羽村市使用料等審議会を開催する。
なお、本日は委員全員が出席していることを報告する。

【会長】

ただいまから第9回羽村市使用料等審議会を開催する。本日は、手数料7件のほかに、継続審議案件の生涯学習センターゆとろぎ使用料があるため、皆様の活発な議論をお願いする。
また、本日は、傍聴人がいないということでこのまま審議に入る。

【事務局】

… (配布資料の確認)

【会長】

それでは、審議事項の（1）手数料の適正化について、審議を行う。1つ目の動物の死体処理手数料の説明をお願いします。

【説明員】

…（資料 1-1～1-3 について説明）

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

処理先への委託料金について、慈恵院に委託している市によって差がある理由は。

【説明員】

予定処理量をもとに委託料金が決まるため、市によって差が生じている。

【委員】

慈恵院以外の委託先はあるか。

【説明院】

民間の業者はあるが、過去にペットの火葬を行った方などから、また同じところで火葬を行いたいといった意見もあったため、慈恵院を委託先としている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

納骨は一部と資料にあるが、説明をお願いしたい。

【説明員】

市では1件ごとに委託しているのではなく、一定数をまとめて委託しているため、個別に納骨することはできないということになる。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

料金改定の説明として、運搬費の経費を新たに算定に含んだとの説明があったが、なぜ、これまでは入れていなかった経費を算入したのか。

【説明員】

以前は、道路で亡くなった動物の割合も多かったが、近年は、ペットとして飼育されていた動物の割合が高くなり、受益者負担の観点から参入することとした。

【会長】

他に質問等ないか。

(…なし)

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。現在の動物の死体処理の手数料は、1体につき、3,060円である。この3,060円は、慈恵院への処理委託料と同額であり、運搬に係る経費及び職員人件費が含まれていない。一方、コスト計算によると、1体あたりの処理費用は、4,927円となっている。したがって、運搬に係る経費についても、受益者負担の対象とし、現在の手数料3,060円を、4,000円に値上げする必要があるという結論でよいか。

(…異議なし)

【会長】

それでは、動物の死体処理手数料については、運搬に係る経費についても、受益者負担の対象として、現行の手数料を見直すことが適当であるという結論とする。

【会長】

次に、次第(1)手数料の適正化についての2つ目、し尿処理手数料について審議を行う。

【説明員】

…(資料2-1~2-3について説明)

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

羽村市と福生市の料金比較があるが、1回あたりの処理量は241Lで同じということか。

【説明員】

全く同じではないが、貯める容器の規格が同じのため、概ね同じと捉えている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

羽村市にし尿処理を行う必要がある世帯はどのくらいあるか。

【説明員】

水栓化率は99.9%となり、一般家庭で1件、事業所で2件の対象がある。

【会長】

他に質問等ないか。

(…なし)

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。羽村市のし尿処理手数料は、羽村市と同じく青梅市のし尿処理施設に処理委託している福生市よりも安い料金設定となっている。利用者負担の適正化の観点から、現行の手数料を福生市と同額に値上げする必要があるという結論でよいか。

(…異議なし)

【会長】

それでは、し尿処理手数料については、利用者負担の適正化の観点から、現行の手数料を見直すことが適当であるという結論とする。

【会長】

次に、次第(1)手数料の適正化についての3つ目、一般廃棄物処理業等許可手数料について審議を行う。

【説明員】

…(資料3-1~3-3について説明)

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

利用者負担割合について、再交付が100%を超えている理由は。

【説明員】

過去の設定の経緯が把握できないため不明である。

【会長】

他に質問等ないか。

(…なし)

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。一般廃棄物処理業等許可手数料の利用者負担割合は、ほとんどの区分で、60.5%となっている。また、他市と比較しても手数料が高いことから、現行の手数料を据え置くという結論でよいか。

(…異議なし)

【会長】

それでは、一般廃棄物処理業等許可手数料については、現行の手数を据え置くことが適当であるという結論とする。

【会長】

次に、審議事項(1)手数料の適正化についての4つ目、墓地許可証交付手数料について審議を行う。

【説明員】

…(資料4-1~4-2について説明)

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

なぜ他市と比較して高い手数料を設定しているのか。

【説明員】

羽村市は郵便書留を利用しており、他市は普通郵便で対応しているため、郵便書留と普通郵便の差分が高いと捉えている。

【会長】

他に質問等ないか。

(…なし)

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。羽村市においては、許可証が確実に申請者に到達するよう、郵便書留(460円)を市の負担で送付している。また、他市と比較しても手数料が高いことから、現行の手数を据え置くという結論でよいか。

(…異議なし)

【会長】

それでは、墓地許可証交付手数料については、現行の手数を据え置くことが適当であるという結論とする。

【会長】

次に、審議事項(1)手数料の適正化についての5つ目、霊園管理手数料について審議を行う。

【説明員】

…（資料 5-1～5-2 について説明）

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

1.0 m²単価が 1,020 円ということは、4.5 m²と 6.0 m²の区画が 4,000 円台と 6,000 円台になるところ、安くなっている理由は。

【事務局】

最初に 4.5 m²と 6.0 m²の取り扱いが始まり、その後、1.0 m²と 1.5 m²区画を新たに造成した際に手数料を設定したため、差が生じている。

【会長】

他に質問等ないか。

（…なし）

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。羽村市の霊園の 1 m²あたりの管理手数料は、1,020 円である。これは、都立多磨霊園、都立小平霊園、青梅市営霊園、日野市営霊園など、他の霊園の 1 m²あたりの管理手数料と比較して高いことから、現行の手数料を据え置くという結論でよいか。

また、新たに区画を設ける 3.0 m²区画の手数料については、1.0 m²区画の手数料（1,020 円）を基に、3 倍の 3,060 円と設定しているため、手数料設定は適当であるという結論でよいか。

（…異議なし）

【会長】

それでは、霊園管理手数料は、既存の区画の手数料については、現行の手数料を据え置き、新しい 3.0 m²区画の手数料については、1.0 m²区画の手数料を基に設定することが適当であるという結論とする。

【会長】

次に、審議事項（1）手数料の適正化についての 6 つ目、墓地除草手数料について審議を行う。

【説明員】

…（資料 6-1～6-2 について説明）

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

霊園管理手数料では、1.0 m²区画と 1.5 m²区画があったが、除草管理手数料にはその区分がない理由はあるのか。また、草が生えている墓地所有者に請求する手数料なのか。

【説明員】

区画内に土の部分無く、草が生えないため設定していない。除草については、所有者からの申し込みを受けて行うため、希望者が負担する手数料となる。

【会長】

他に質問等ないか。

(…なし)

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。墓地の除草は、本来、区画墓地の利用者が責任をもって管理すべきであり、市の税金で賄うべきではない。そのため、区画墓地の利用者のうち、除草ができない方からの依頼により市が除草を代行する際に要する経費については、利用者負担率が 100%となるように設定すべきである。現在の受益者負担率は、約 100%となっていることから、現行の手数料を据え置くという結論でよいか。

また、新たに区画を設ける 3.0 m²区画の手数料については、1.0 m²あたりの手数料 (580 円) を基に設定しているため、手数料設定は適当であるという結論でよいか。

(…異議なし)

【会長】

それでは、墓地除草手数料は、既存の区画の手数料については、現行の手数料を据え置き、新しい 3.0 m²区画の手数料については、1.0 m²あたりの手数料を基に設定することが適当であるという結論とする。

【会長】

次に、審議事項 (1) 手数料の適正化についての 7 つ目、ごみ処理手数料について審議を行う。

【説明員】

… (資料 7-1~7-5 について説明)

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

ごみ袋の手数料を 26 市のうち設定している市が多い金額に合わせる改定案だが、西多摩衛生組合を構成する他市の手数料改定の意向は聞いているか。

【説明員】

構成している他市町の手数料改定の意向は把握していないが、構成市町の担当が集まる会議において、羽村市では手数料の見直しを検討していることを伝えている。

【委員】

組合内で手数料を統一する必要があると思うが、どのように考えているか。

【説明員】

他の組合にあっても、構成市間で手数料が違うところもあるが、基本的には組合間での統一をしていることが望ましいと考えている。時期を統一することは難しいかもしれないが、構成市町間で合意形成を図りながら、見直していきたいと考えている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

ごみ袋について、10枚セットでの販売となっているが、不燃ごみのようにあまり使用しないものでも10枚買わなくてはならないため、1枚のばら売りとすることはできないのか。

【説明員】

市が販売しているのではなく、ごみ袋の販売を委託しているため、お店によって対応は異なっている。ばら売りをしているお店もある。

【会長】

他に質問等ないか。

(…なし)

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。羽村市のごみ袋1枚あたりの金額は、ミニ袋(5L、7円)、小袋(10L、15円)、中袋(20L、30円)、大袋(40L、60円)など、いずれのごみ袋も、多摩地区26市で一番安い料金である。

西多摩衛生組合の構成市町(青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町)との関係もあるが、稲城市、武蔵村山市、奥多摩町など他の自治体においては、組合を構成しているが、別料金を独自に設定している自治体もあるため、羽村市の独自色を出す観点からも、改定案の通り現行の手数料を見直すという結論でよいか。

(…異議なし)

【会長】

それでは、ごみ処理手数料については、現行の手数料を見直すことが適当であるという結論とする。

【事務局】

…（説明員の入れ替え）

【会長】

次に、審議事項(2) 継続審議案件の、生涯学習センターゆとろぎ使用料について審議を行う。

【説明員】

…（第7回追加資料 1-10～1-12 について説明）

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

資料 1-12 の 2 ページの下から 2 段目に免除減免額とあるが、利用者のうち免除減免されている金額を示しているということか。また、市外の減免対象はどのような団体があるか。

【説明員】

免除減免額についてはお見込みのとおり。市外の減免対象団体は、地方公共団体や市外の公立学校などが対象となる。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

シミュレーションの人数が令和 4 年度の実績ということだが、平成 30 年度の実績と比較すると約 4 割減となる人数での見込みとなっている。今後はどのように利用者数が推移すると考えているのか。

【説明員】

コロナ禍を経て、現在回復期と捉えており、今後については、できるだけ早期に利用者数を回復させるべく、ニーズを捉えた様々な事業を展開していきたいと考えている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

前回示された改定案をさらに見直して、市外料金を新たに設定し、市民の使用料の負担割合を引き下げた案となったが、その経緯を教えてください。

【説明員】

大ホール等の貸館事業と会議室などの公民館機能を併せ持っているが、前回の委員の意見を

踏まえて、市民が利用しやすい料金設定を再検討した。まず、市外料金について、スポーツセンターなどと同様の市民料金の1.5倍を設定することとした。そして、生涯学習施設という設置目的等を踏まえ、市外料金を設定することで、市民料金を大幅に見直さずとも一定程度収入を補完することができるかと捉え、今回の改定案を示した。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

市外料金を新たに設定することは良いと思う。しかし、使用料を引き上げる以前にコスト削減をすることも重要な観点だと考えている。コスト削減についてどのように考えているか。

【説明員】

施設維持においてコスト削減は必要と考えており、委託内容についても見直しを行っている。

【委員】

使用率の低い部屋について、イベントを企画して参加料を徴収するなどの経営努力も必要と考える。

【説明員】

施設として多くの方に利用してもらいたいため、部屋の活用方法などについても検討し、イベントの企画や施設のPRについて、今まで以上に努力していきたいと考えている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

利用者数を増やすためには、市の努力も必要だが、文化協会などの関係団体とも協力して、市が盛り上がるようなイベントを企画していくことも必要と考える。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

シミュレーションを基に計算をしたところ、市外料金を設定したことで収入が1.35倍程度の増になることがわかり、設定しない場合は1.1倍程度の増になるということから、市外料金を設定するだけでも、使用料の見直しをする意味があると考ええる。

また、もう一つの方法として、免除減免が66%もあるのであれば、使用料を改定せずとも免除減免の率を変えることで、使用料収入は増えると考ええる。

【説明員】

委員の意見に基づく考え方もあると思うが、今回は近隣他市町との使用料のバランスを考慮して設定している。免除減免の見直しについては、今後検討が必要な課題として捉えている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

少し議題とは離れるが、そもそも羽村市という小さな市でこれだけの規模の施設を維持することが適当なのかを考える必要もあると考える。例えば、近隣市との共同利用などについても、今後は検討してもらいたい。

【説明員】

西多摩地域広域行政圏協議会という組織体もあるので、その中で検討していく議題の一つと考えている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

ゆとろぎの使用料収入は、直接ゆとろぎの経費に活用されていないのか。

【説明員】

収入は一般財源として羽村市の歳入となる。

【事務局】

補足だが、予算編成時にはゆとろぎの経費に使用料収入予算の全額を充当している。

【会長】

前回9月13日の第8回審議会でも指摘したが、「生涯学習センターゆとろぎ」には、第1駐車場（立体駐車場）から第4駐車場まで、全部で4カ所の駐車場があり、全てが民有地の借り上げのため、毎年、多額のコストが発生している。

特に、「使用料・賃借料」（約2,000万円）の多くの割合を占める第1駐車場（立体駐車場）の借上料は、年間約1,200万円である。この第1駐車場（立体駐車場）は、2004年から20年間にわたり、毎年、約1,200万円で借り続けているが、別の土地を購入するなどの代替策を検討すれば、羽村市の歳出のトータルコストを安く抑えることができる。また、収入増加の観点から、駐車料金を徴収することも検討に値する。

以上のように、「使用料・賃借料」（約2,000万円）のコストは、「生涯学習センターゆとろぎ」の使用料に大きく影響する要因となるが、駐車場の今後のあり方についての検討状況を伺いたい。

【事務局】

ゆとろぎの駐車場を含め市の公共施設の駐車場については、有料化の検討を行っているところだが、駐車場整備に係るイニシャルコストとランニングコストを回収できる駐車場は現状ではない。今後の契約については、現在、内部で検討を進めている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

ゆとろぎ第一駐車場の月額のコストはいくらか。

【事務局】

117 台分の駐車区画があり、1 台 8,000 円のコストがかかっている。

【委員】

駐車場の有料化ではコストを回収できないということだが、次の契約にあたり、値段を下げるという交渉などは行うのか。

【事務局】

値段の交渉も含めて検討を行っている。

【会長】

他に質問等ないか。

(…なし)

【会長】

「生涯学習センターゆとろぎ」については、第7回(9月1日)、第8回(9月13日)、第9回(9月27日)の審議会で、3回にわたり継続して審議を行ってきた。ここで、審議会としての意見をまとめたい。

「生涯学習センターゆとろぎ」の利用人数は、2012年は、約29万人であったが、2022年は、約18万人にまで減少している。こうした要因もあり、収支構造は悪化している。今回、羽村市在住者と市外在住者を区分した料金設定に改正し、新たに市外料金(市民料金の1.5倍)を設定することで、羽村市在住者の料金を大幅に見直さなくても、収入確保が可能となっている。また、全体の改定率も10%弱(9.9%)に抑えられ、羽村市民の負担を極力抑えた料金設定となっていることから、今回の改定案で使用料を見直すことが適当であるという結論でよいか。
(…異議なし)

【会長】

それでは、「生涯学習センターゆとろぎ」の使用料については、現行の使用料を見直すとともに、羽村市在住者と市外在住者の差別化を図った料金設定にすることが適当であるという結論とする。

なお、第1駐車場（立体駐車場）のあり方は、「生涯学習センターゆとろぎ」の使用料に大きく影響する要因であり、重要な検討課題である。また、利用者数が減少傾向にあるが、今後は、職員の意識改革・サービス向上、コスト削減とともに、創意工夫による魅力的な取組を進めることにより、利用者数の増加、施設の利用率の向上に向けた不断の努力を求めることを付帯意見とする。

【会長】

以上で、本日の審議事項は、すべて終了した。

【会長】

次第のその他について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】

本日の審議をもって個別の審議はすべて終了し、次回の審議会において最終答申案を示させていただきます。

【会長】

本日も、大変活発で有意義な議論をして頂き感謝する。次回は、最終答申案を審議することとなる。次回10月4日が、最後の審議会となるが、よろしく願います。

これで本日の審議会を終了する。

-----閉会-----